

大治町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月1日

大治町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大治町においては、庄内川河川敷部分を除く全ての地域が市街化区域に指定されており、農地が宅地等に転用され、日々農地が減少しているものの、都市農業としての実態に応じた取り組みを推進することが求められている。

今後の大治町においては、宅地化が進む一方で、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

そのため、法第7条第1項に基づき、農業委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大治町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、大治町が目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の任期満了の年度である令和8年度において検討・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標について

○管内の農地面積推移予想

	管内の農地面積(A)
現 状 (令和4年4月)	1 1 3 ha
予 想 (令和9年3月)	1 0 0 ha

○遊休農地の解消目標

	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年4月)	0 ha	0 %
目 標 (令和9年3月)	0 ha	0 %

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と、必要に応じ同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。